

特集

会計研究の課題と方法



富塚 嘉一
中央大学法科大学院教授
東京都出身
慶應義塾大学大学院商学研究科博士後期課程単位
取得退学

キーワード

会計方法論, 資産負債観, 収益費用観, 企業実態観, 進化論的アプローチ, 複製子, 相互作用子, エージェント

はじめに

財務会計は、会計固有の概念（資産、負債、純資産、収益、費用など）と簿記のルールに基づいて、企業の活動をストック（残高）とフロー（その増減）の観点から描写し、決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等）として報告するプロセスである⁽¹⁾。従来の会計方法（個々の会計処理・表示の方法）の改訂や新設を提案するにあたっては、その正当性を主張するために何らかの根拠、すなわち、規準を示す必要がある。そこで、1つの拠り所として、企業活動の実態を映し出すという視点が注目される。ただし、実態といっても目に見えるわけではなく、人それぞれに異なるイメージがあるかもしれず、そもそも実態などないとの見方もありうる。このような議論に立ち入ることは、理論に対するメタ理論、つまり研

会計研究における方法論上の課題

——社会科学方法論に向けて——

富塚 嘉一

究方法論という哲学の領域に足を踏み入れることにもなり、解決困難な問題に直面する可能性があるが、筆者はこれまでいくつかの論文を通して考察してきた。本稿では、それらを手掛かりとして、より包括的な方法論に向けて考察を深めたい。加えて、会計学を含む社会科学方法論の在り方について何らかの示唆を引き出せれば幸いである。

I 会計問題を考えるための会計観—— 収益費用観 vs. 資産負債観

会計問題を考えるための1つの拠り所——ここでは会計観とする——として、近年取り上げられてきた概念、「収益費用観」(Revenue Expense View)と「資産負債観」(Asset Liability View)が注目される⁽²⁾。

2つの会計観を提唱した米国財務会計基準審議会 [FASB, 1976] によると、「収益費用観」は、利益の定義として「38. …儲けを得てアウトプットを獲得し販売するためにインプットを活用する企業の効率の測定値であるとみなしている。」のに対して、「資産負債観」は、「34. …利益とは1期間における営利企業の正味資源の増分の測定値であるとみなしている。」[津守, 1997: 53-55頁]

したがって、収益費用観においては、利益概念を基礎として収益と費用の概念が規定され、さらには資産、負債、持分（純資産）が規定されるという論理展開になるのに対して、資産負債観では、まずは資産が定義され、それに関連

づけて負債が定義され、さらに純資産（持分）、そして利益（包括利益）、収益、費用が規定されることになる。

また、収益費用観については、その形式的な側面に注目して損益計算等式としての損益法と結びつける解釈もあり、実質的な側面に注目して決算手続の方法としての帳簿棚卸法もしくは継続記録法と結びつける解釈もある。同様に、資産負債観については、損益計算等式としての財産法と結びつける解釈もあり、さらに、決算手続の方法としての実地棚卸法もしくは財産目録法と結びつける解釈もある。あるいは、測定基準に関して、収益費用観と原価・実現基準、資産負債観と公正価値基準を結びつける見解もあり、かくして2つの会計観の内容自体がさまざまに論じられている⁽³⁾。

2つの会計観は、もともとの定義上、会計利益をどのように促えるかについての考え方であるため、会計利益観として示されている。しかし、そのことが会計上の基本概念である資産、負債、純資産、収益、費用の内容にも影響を及ぼし、さらに解釈によっては測定基準とも結びつきうるので、本稿では、より基本的な意味で会計観とみなすことにする。

さて、会計利益は、もともと収益と費用の差額として、すなわちフローの差額として把握できると同時に、資産・負債の差額である純資産の変動分として、すなわちストックの差額としても把握できるので、計算構造上は、1つの事象を異なる視点から捉えているに過ぎない。しかし、FASBがあえて定式化した2つの会計観は、会計認識にあたっての見地あるいは発想の違いを示唆している。具体的には、収益費用観によれば、期間損益計算の適正化をめざして、繰延資産のような計算擬制的な資産や修繕引当金のような債務でない負債の計上を容認したり、不規則な変動を避けて規則的な償却方法を容認したりするが、資産負債観はこのような処理は許容しない。他方、収益費用観からはリー

ス資産・負債やデリバティブなどの貸借対照表能力を認める論理が導かれないのに対して、資産負債観ではこれらを積極的に位置づける。また、資産負債観に立つと、収益認識の基礎にある実現稼得アプローチを見直したり、公正価値による測定を拡大したり、包括利益計算書を提唱したりする可能性を含んでいるため、現行会計基準の在り方について多大な影響を及ぼすことになる。

このように、2つの会計観は一見すると同じ事柄を異なる視点から表現しているに過ぎないようにみえるが、個々の会計項目の存在意義や会計処理方法について異なる帰結を導く可能性もあり、それゆえにこそ、両概念をめぐってさまざまな議論が展開されてきたといえる⁽⁴⁾。

したがって、両概念の当否を検討する前に、まずは両者の関係を吟味してみると、「排他的関係」、「併存関係または補完関係」あるいは「派生的関係」として解釈することができる。以下、それぞれの内容について検討したい⁽⁵⁾。

II 2つの会計観の関係

1 排他的な対立関係に基づく移行

財務会計の展開の背景として、収益費用観から資産負債観への移行がしばしば話題にされる。ここでは、2つの会計観が排他的な関係にあり、前者を捨てて後者を受け入れるという構図が見受けられる。FAS（米国財務会計基準）やIFRS（国際会計基準）の改訂や新設にあたって、明示的にしろ非明示的にしろ、2つの会計観の対立関係が想定されていて、その上で、収益費用観から資産負債観への移行が強調されているようにみえる。

そもそも収益費用観から資産負債観への移行が妥当なのかどうか、必ずしも十分な根拠を確認できないが、この立場からすれば、会計基準の改訂や新設にあたって、資産負債観に整合する方向でさらに推進しようという動機づけが働くことになる。IASB（国際会計基準審議会）

の動向として、たとえば、公正価値オプションの導入、有価証券に対する公正価値評価の拡大、収益計上における実現・稼得基準の見直し、リース取引のオンバランスの拡大、などにその兆候をみることができる [IASB, 2009, 2014, 2016]。

資産負債観が強調されるようになった背景として、武田 [2008b : 121-122頁] は、① 変動相場制への移行とともに、為替（金融財）が「補助財」から「主要財」となった② 第一次オイルショックの後、コストプッシュ型インフレーションにより原価・時価の価格差の処理が会計問題となった③ リース資産の資産計上に際して資産概念が見直された④ 繰延税金資産の資産性が議論された、などを挙げている。さらに考えてみると、費用配分の恣意性の排除、客観性の確保のための公正価値評価、ファイナンス理論の浸透によるストック重視の思考なども追加できよう。

制度的な背景とは別の次元ではあるが、かつて Sterling [1979] は、会計学を科学的な学問とするために、会計コンベンションへの依存から科学法則の追求への転換を促した。すなわち、損益の期間配分のための規則的償却や代替的方法（ex. 減価償却方法、棚卸資産評価方法）の選択など旧来の会計コンベンションに依存する伝統的会計学は、アートとしての会計にとどまることになるため、ここから脱するには科学的に検証可能な評価基準（売却価値）に依拠することで、サイエンスに向かうことができるといった主張である [ex. Chapter 2, 3, 5, 6]。彼の論述は、動態論もしくは収益費用観よりも資産負債観の優位性を主張する立場に重ね合わせて理解することもできる。

2 併存関係または補完関係

これに対して、会計処理の対象となる財務諸表項目を、たとえば資産でいえば、現金、売上債権、金融商品などの金融資産（または金融投

資）と、棚卸資産、有形・無形固定資産などの事業資産（または事業投資）とに区別した上で、前者に対しては資産負債観が適用できるが、後者に対しては収益費用観があてはまるとする立場もある。したがって、この場合、2つの会計観は、会計の一般構造を一義的に規定する基礎概念とはいえないので、あえて両者の関係を解釈するとすれば、排他的な対立関係ではなく併存関係として位置づけられる。

たとえば、笠井 [2005] は、企業による損益獲得活動を価値生産活動と資本貸与活動の2つのタイプに識別し、それぞれに対応する損益認識・測定方式を提示しており、その根底には、対象の経済的性質に即した理論構築の思考がある。「かくして、収益費用観と資産負債観とは、本来的に、as well as の関係であると筆者は考えている。」 [笠井, 2005 : 139頁]

企業会計基準委員会 [ASBJ] が公表した日本版「概念フレームワーク」（討議資料） [ASBJ, 2006] は、資産・負債の定義を基礎にして純資産を定義し、その増減分を基礎として包括利益を定義づけており、このかぎりでは資産負債観にしたがっているが、他方では、収益と費用の差額としての純利益の重要性も強調しており、この点においては収益費用観にしたがっているようにみえる。実際、この「概念フレームワーク」の特徴について、斎藤 [2007 : 5-6頁] は、〇〇主義、〇〇観といった二項対立の構図で会計システムを一義的に説明することの問題点を指摘する。

先にも言及した武田 [2008a : 115-117頁] は、純利益と包括利益の論争の深層を探る過程において、資産負債観と収益費用観について考察しており、その際、ドイツにおけるシャンツの「期間的純資産増加説」を紹介し、利益創造活動における財貨運動を捉えることが本来的な損益計算の「原型」と位置づける。したがって、収益費用観による損益計算は「影」であり「映像型」ないし「補足型」とされ、他方、決

算における「時点的純資産増加説」は「簡易型」ないし「例外型」とされる。そして、期中の財産増減活動に基づく測定こそが基本であり、損益法としての収益費用観や財産法としての資産負債観において見落とされていると指摘する。武田は、2つの会計観はいずれにしても不十分なものであるとしているため、両会計観は併存関係というよりも、むしろ、後述する派生的関係と位置づけられると解釈できる⁶⁾。

3 派生的関係

田中 [1995] は、会計計算における深層構造を追求し、資産・負債・純資産（資本）という貸借対照表項目の増減取引と収益・費用という損益計算書項目の発生（便益・犠牲）取引とは一対一の対応関係と位置づける。かくして、貸借対照表項目と損益計算書項目との表裏一体性を基礎として、共通の構造から変動差額損益計算、残高差額損益計算、収益費用差額損益計算など複数の損益計算方式が論理的に導出可能となる独自の一元論を展開する。とくに、現行制度では潜在化している変動差額損益計算に注目すれば、資産負債観による損益計算も収益費用観による損益計算も導出可能であり、したがって、資産負債観や収益費用観という概念の使用自体が不要となる [田中, 1995: 150頁] [田中, 2006]。なお、期中の資産・負債・資本の増減に対応する変動差額損益計算を考慮すれば、いわゆる財産法 vs. 損益法という対立図式自体が不完全であるとの指摘については、前述した武田 [2008a] が言及している「期間的純資産増加説」と共通している。

4 2つの会計観の共通項としての企業実態観

2つの会計観の関係を整理するにあたり、会計計算レベルでの問題、すなわち財産法と損益法との対立図式が想定されている局面と、資産や負債の期末残高を直接的に把握するか、期中

の帳簿記録に基づいて算出するかという実態面と関わる局面とがあるので、この2つを識別しておく必要がある。

(1) 会計計算レベルの整合性

まず、会計計算レベルで考える限り、田中 [1995] あるいは武田 [2008a] が指摘しているように、財産法と損益法との対比は本質的な対立関係ではないため不完全な議論といえる。変動差額損益計算の存在に注目すれば、財産法か損益法といった論争は無意味であることがわかる。しかも、このような計算構造は、簿記の基本構造に内在的に組み込まれているため、認識対象となる資産形態あるいは投資活動の性質によって区別されるものではない。すなわち、事業資産（事業投資）であっても金融資産（金融投資）であっても、期中の増減あるいは一日の増減を記録することは原理的に可能である。

したがって、会計計算レベルで議論するかぎりは、資産負債観か収益費用観かという対立は問題にならないことになる。

(2) 会計計算と企業実態との関係

① 期中の増減記録の尊重

資産負債観が提唱された理由の1つは、資産・負債の変動の認識を基点とすべきとする主張があり、そこには、計算構造上の財産法かどうかとは別にして、できるだけ実態に即した会計システムを提唱するという要素があったと考えられる。この点でいえば、武田が言及した「期間的純資産増加説」（ジャンツ）あるいは田中が強調する変動差額損益計算の思考との共通点が見出される。他方、資産負債観の全面的な採用に拒否反応を示し、収益費用観の意義を尊重しようとする立場から、期中の変動を継続的に記録することの重要性を説く主張もありうるが、これもまた期間的純資産増加説あるいは変動差額損益計算の思考と矛盾するものではない。つまり、2つの会計観の主張には、会計が期中の企業活動の実態を反映すべきとする点で共通している。

ただし、期中の財貨増減運動を記録するといっても、企業活動の実態、すなわち資産・負債・純資産の状態（ストック）とその変動（フロー）にできるだけ対応すべきとするか、単なる費用配分の方法を規則的に適用するだけでよいか、という実質面での争点はなお残る。収益費用観においては、適正な期間損益計算を阻害・歪曲化することを避けるために、会計ルールに基づく規則的な費用配分を推奨する傾向があるが、これは資産負債観が批判するところである。もしも、収益費用観にあっても、変動差額損益計算の趣旨を実態面との対応において考慮することができれば、両者の争点は解消し、結果として企業実態をよりよく反映した会計の形成に向かうことができる。

たとえば、減価償却方法として定額法や定率法が選択適用されている現状について、さらに考察してみることもできる。富塚 [2014: 63-64頁] では、いずれかの方法を自由に選択した上で継続適用すればよいとするのではなく、取得原価の把握、経済的便益の消費パターン、耐用年数や残存価額の見積もり等につき企業活動の実態に対応する方法を選択適用すべきと指摘した。ここでも、企業実態であるストックとフローをいかに描写するかが論点であり、収益費用観 vs. 資産負債観の問題とする必要はない。

② 貸借対照表能力の問題

① と関連して、収益費用観の下では会計計算上の規則的な費用配分の結果として計上される繰延項目や引当金については、資産負債観からは、必ずしも資産・負債として相応しくない項目も含まれているとして批判される。さらに、収益費用観の下では、リース取引やデリバティブ取引にともなう資産・負債のオンバランス化について説明が困難である点も指摘される。これらの論点もまた、整合的な計算システムとしての会計における基本要素である資産や負債が、現実の企業実態を反映しているかどうかという問題であり、それらの項目の貸借対照

表能力が問われている。

ある項目の貸借対照表能力を考えるにあたっては、そのときどきの経済的背景やビジネスの環境を考慮しながら、その時代に求められる企業実態を総合的に考える必要があり、この問題は、これからも会計に求められる課題であり続ける。収益費用観の批判および資産負債観の提唱は、この点を改めて浮き彫りにしたといえるが、これもまた、いずれの会計観をとるかという問題ではなく、企業実態（ここではストック）をいかに反映させるかという会計の基本的課題である。

③ 測定基準の問題

資産負債観は、期末時点の資産・負債の実態を把握する点を強調しているので、測定基準として時価あるいは公正価値が望ましいとの立論と結びつきやすい。IASBにおける公正価値オプションの基準や金融商品の全面公正価値評価の検討などを通して、両者を直結させて考える傾向も見受けられる。そうであるがゆえに、金融商品（金融投資）のみならず、事業資産（事業投資）に対する公正価値評価の適用を危惧する強い反対論が表明されることにもなる。現行制度を考えてみると、取得原価評価・市場価値評価・現在価値評価が混在する、いわゆる混合属性アプローチが適用されている。この点については、富塚 [2009b] において笠井 [2000, 2005] を手掛かりとして検討し、ゴーイングコンサーンを前提とした企業による利益算出活動の実態（ストックとフロー）に即して測定基準を適用し、その結果として現在のよう測定基準の整合性を指摘している。ここでも収益費用観対資産負債観の問題と結びつけることは、議論を錯綜させる恐れがある。

Ⅲ 「企業実態観」の意義

たしかに、従来の動態論（あるいは収益費用観）においては適正な期間損益計算を重視し、貸借対照表はその連結環として、期間損益計算

に関わらない項目の残高を集めておけばよいという発想があり、そこには、繰延経理や引当金を安易に認める傾向があったかもしれない。これに対して、貸借対照表を単なる残高表ではなく財政状態表として再認識すべきとの主張に対しては、収益費用観を支持する人々も原則として反対しないであろう。

そもそも、一般論として、フローはストックの変動によって把握される。先にフローが把握されるというのは理解しがたい。そういう意味からすれば、まずは資産・負債の定義を確定し、そこから純資産⁽⁷⁾、その変動としての損益、その増減要素としての収益、費用というように定義づける方向が自然な論理展開といえる。この限りでは、資産負債観という名称は、当然のことを示しているに過ぎない。しかし、だからといって、会計観として資産負債観という名称が相応しいかといえ、なお検討の余地がある。収益費用観にこだわる理由の1つは、期中の資産・負債・資本の増減（フロー）記録の重要性にある。この点を考慮に入れつつ、しかも、できるだけ企業実態に即した会計システムをめざし、加えて貸借対照表能力をより精緻に検討したり、公正価値評価の意義を検討したりするとすれば、その根本には、企業活動の実態を反映させるとの発想が見出される。資産負債観を支持するからといって、期末時点の資産・負債の状態のみに関心があるわけではない。たとえば、年次決算を四半期決算、月次決算さらに日次決算というように細分割していけば、結局のところ、決算残高の確定と日々の資産・負債の変動の把握とは、限りなく同一化することになる。かくして、資産負債観という表現を期末の残高の状態のみを的確に把握しようとする見方（狭義）と、期中のストックの増減もできるだけの確に把握しようとする包括的な見方（広義）とに分けてみることはできるが、理念的には同一の見方に帰着することになる。このような見方は、あえていえば「企業実態観」と

でも表現する方が、誤解が少ないであろう。

一般には、静態論から動態論そして新動態論（または新静態論）へ、あるいは収益費用観から資産負債観へ、といった論理展開によって、損益計算書と貸借対照表の間でその強調点を移動させるような構図が描かれることが多いかもしれない。しかし、損益計算書と貸借対照表の一体的な連動を前提として、企業活動の実態をより良く反映するような会計の構築をめざすことは、なお基本的な規準であり続けるであろう⁽⁸⁾。

ところで、ストックを考える基点は資産であるが、その概念規定にしても、現金もしくは換金可能性のある財産という狭い定義から、次第に用役潜在性（サービスポテンシャルズ）とか将来キャッシュ・フローをもたらず経済的便益もしくは経済的資源といったように、社会・経済制度の変化とそれとともに利用者ニーズの変化に応じて時代とともに変遷している。収益や費用は、営業活動を通して資産に対する支配の増加や減少（あるいは負債の減少や増加）が生じるものと見なされ、フローの発生として認識される。このように会計が対象とする企業活動の実態は、経済資源としてのストックの増減を基点として判断される。このプロセスは、次のような局面において識別される。

1 企業と取引相手関係における実態の判断

企業活動の基本として外部者との通常の取引の場面でストックの増減が生じ、それに伴って資産、負債の増減や収益、費用が発生する。たとえば、収益認識のタイミングや条件に関しては、財またはサービスという資産に対する支配の移転を軸にして収益発生の実態を表す基準が公表されている（IASB 2014, 企業会計基準委員会 2018）。リース取引についてIASBは、その実態をストックの移転としてとらえ、借り手の利用権を「使用権資産」としている〔IASB,

2016]。負債の定義は、資産の定義と連動するが、いわゆる引当金や資産除去債務などの認識にあたって、法的債務性の有無は判断しやすいが、それに準ずる状況をどこまで実態として捕えるかはなお論点となる〔企業会計基準委員会、2008〕。いずれにしても、これらの項目の実態は、外部者との取引において、財またはサービスの移転の実態をどのように特徴付けるかに関する判断に基づいて特定される。

2 企業内部における管理運用の実態の判断

いったん獲得した資産は、企業内部で管理運用する仕方に応じてストックが増減する実態を判断し、それに相応しい会計処理が行われる。たとえば、金融商品の分類・測定について、IFRS 9では、旧IAS 39のように保有目的による分類ではなく、事業モデルと契約上のキャッシュ・フロー特性のテストを通して分類することにした〔IASB、2014〕。変更の趣旨は、企業内部の管理運用の実態をより客観的に捕えることにある。減価償却は、固定資産の使用とともに価値を減じるにあたり、その実態を表す方法であるが、これは単に物理的な減耗過程を表すのではなく、企業の管理運用の方針にも依存している。また、固定資産のメンテナンスの支出は、資産の価値を高めるものであれば資産（ストック）となり、単なる現状維持のためであれば費用（フロー）となり、ここでも経営上の管理運用の実態に応じて会計処理される。棚卸資産の受払の把握、減耗損の実態の認識、資産・負債の流動・固定分類などにおいても、同様に、ストックの価値の費消やストックの活用方法に関する管理運用の実態を反映することが求められている。

3 環境変化の反映による実態

保有している資産あるいは負債のストックとしての価値が市場価値の変化によって増減することがあり、この実態を認識するとき、簿価と

の差額は評価損益（フロー）とされる。これは企業が活動している環境（市場）の変化によって生じるストックの変化であるが、どこまで実態として反映するかは議論のあるところである。そもそもそのような価値変化を逐一反映する会計自体が社会的に求められているかどうか、会計情報の利用者のニーズからみた有用性という要素も考慮される。しかし、利用者の反応に基づく有用性の判断は、会計方法の活用が不十分であったり、証券市場が効率的でなかったりすると有効性が限定されるし、また、新基準の開発や旧基準の改廃にあたっての利用者の反応を取り入れるのにも限界がある。については、まずは、企業活動におけるストックの循環過程に着目して、どのような価値測定の基準がその実態を反映するかを検討することが基本である。実態をより良く反映することを前提としてこそ、アウトプットとしての情報の有用性が期待されるはずである。たとえば、企業の主たる活動に投下されている資産（棚卸資産や固定資産）は経営に投下された時点での原価（取得原価）を維持し、他方、資金運用に投下されている金融資産は基本的には時価で評価するといった方法は、企業活動の実態を反映する考え方と整合する〔笠井、2000〕〔冨塚、2009b〕。

4 実証研究における検証・反証の意義と制約

会計基準や特定の会計方法が金融・証券市場を通して投資者等の資金提供者による意思決定に影響を与えるかどうかを株価等の統計的分析によって検証する実証的研究が盛んに行われており、その意義と課題についてかつて言及したことがある〔冨塚、1997：第5章、第6章〕。ところで、会計におけるこの種の実証研究による判定は、何らかの経験的仮説の真偽の判定を含意するとは言い難い。会計基準なり会計方法自体は理論ではなく技術（道具）なので、経験的な仮説としては、「ある会計基準なり会計方

法は、金融・証券市場を通して資金提供者の意思決定に影響を及ぼす（したがって有用である）」という命題になる。実証研究の結果として、何らの影響も見られないとすれば、その仮説は棄却されるだろうが、そのことが当該会計方法自体の誤りを含意するとは言い切れない。その会計方法が実態を表し損なっていた可能性もあるが、利用者側が適切に理解・利用できていないのかもしれない。あるいは証券市場が効率的でなかったのかもしれない。たとえば、比較的最近になって導入された会計項目である包括利益を考えると、この概念が広く普及し、分析指標等としての活用が定着するまでには時間がかかるかもしれない。包括利益の有用性に関する実証研究は、その時点で利用したデータに基づく限りでの相関関係の有無を確認するにとどまる。これは1つの問題提起になるものであり、ここに有用性をめぐる実証研究の意義が見いだされるが、他方、会計情報の利用者にとっての有用性を前提としつつも、企業の活動の実態を適切に描写するという会計本来の機能を軽視することはできない。

以下で紹介する進化論的アプローチによれば、ヒトを含めて生物は、世界の実態を少しでも適切に把握しようとしてさまざまな認知機能を発達させてきており、とくにヒトは社会的概念や制度を駆使して周囲の環境を把握する方法を発達させてきた。そして、実態の究極的な把握は不可能であるとしても、サバイバルを賭けて、より接近する試みが続けられている⁽⁹⁾。会計の領域についてみれば、会計に期待される機能として一般に、財産安全管理機能、アカンタビリティ履行機能、利害調整機能、意思決定情報提供機能などが挙げられるが、それらの前提として、企業実態を適切に描写する機能が基本であり、その精度を高めるための試みも続けられている。

以下では進化論的視点から、会計方法の新設・改訂に関わるさまざまな利害関係者（エー

ジェント）が、企業活動の実態をより良く映し出す会計方法を模索するプロセスについて分析する。

IV 会計研究における進化論的アプローチ

1 社会領域における進化論的アプローチ

以上、会計方法の新設・改訂にあたっては企業の実態を反映することに注目し、できるだけ実務を反映させて検証することの意義を論じてきた。ところで、会計方法自体がこのようにして改良されるプロセスは、生物進化と同様に、社会的概念や制度の進化のプロセスとみることができ、そのような着想に基づいて、会計研究を含めた社会科学の方法論を探ることができる⁽¹⁰⁾。筆者はすでにこのような観点から、いくつかの論文〔冨塚, 2008, 2011, 2012, 2016〕を通してこの構想の精緻化に取り組んできた。本稿では、その成果の一端を紹介したい。

まず、単なるアナロジーではなく、生物領域のみならず社会領域における進化も含めて分析できる包括的な基礎概念を用いることができれば望ましく、この意味において、生物の哲学に詳しい Hull [2001] の構想は示唆に富んでいる。そこでは、複製の単位として複製子、淘汰の単位として相互作用子という概念が用いられており、以下のように定義されている〔Hull, 2001: pp. 109-110〕。

複製子とは、連続した複製においてほとんど無傷でその構造を伝える実体。

相互作用子とは、相互作用を通して複製を差別化するような方法で、結合力ある全体として、環境と相互作用する実体。

ところで、社会的概念や制度の進化を考える場合、さらに「エージェント」の概念を識別しておくことが有益である。ちなみに、Hull [2001] は科学研究における特定の理論を相互作用子とする一方、理論の検証や改訂を促す触媒のような存在として、科学者を「エージェント」とし

た。ただし、社会領域におけるさまざまな組織に属するヒトについては言及していないので、この部分は筆者が追加したものである。

かくして、さまざまな組織が相互作用子であり、そこでの行動規範となるルール（慣習、ルーティン、規則等）が複製子であるとしても、組織に属するヒトは、忠実にその行動規範に従って複製子を体現する場合もあれば、複製子のあり方を見直し、所属する組織のあり方を見直す場合もあり、さまざまなバリエーションが想定できる。組織という主体の行動を相互作用子とみるとしても、自律的に判断する個々のメンバー（ヒト）を「エージェント」として区別することで、社会領域におけるさまざまな現象をダイナミックに、あるいは柔軟に分析できるフレームワークが得られる。すなわち、ヒトは、生物領域では特定のDNA（複製子）によってプログラムされた有機体の一員として相互作用子として振る舞うが、進化の過程で社会を形成し、科学・文化を発達させており、そこでのさまざまな組織（相互作用子）に所属し、その行動規範（複製子）と相互作用するエージェントとしても機能していると考えられる。

2 財務会計の領域における進化プロセス

この構想を手掛かりにして筆者は、社会領域および会計領域における進化プロセスを分析するためのフレームワークを模索してきた。本稿ではそのうち財務会計の領域における進化プロセスに焦点を絞って説明したい〔富塚, 2016〕。

(1) 企業（ミクロ）レベル

企業という組織体は、製品・サービスを提供することで顧客等（外部環境）による淘汰に晒される点で相互作用子といえるが、財務会計の視点から見ると、財務諸表の公表によって証券市場・金融市場その他の利害関係者（外部環境）の反応・評価に晒されている点でも相互作用子といえる。その際、財務諸表という公表物（成果物）は、情報有用性をめぐって評価され

るので、これも製品・サービス（成果物）と同様に、相互作用子とみることができる。他方、財務諸表を作成するにあたっての個々の取引記録や決算プロセスを支える企業内のルール（経理規程等）は、成果物（相互作用子）である財務諸表を構成する要素としての複製子といえる。また、組織の運営を促すルールの視点からすると、企業における経理・財務部内の会計業務に関わる行動規範や会計ルール（経理規程等）も、業務上のルーティンとしての複製子といえる。

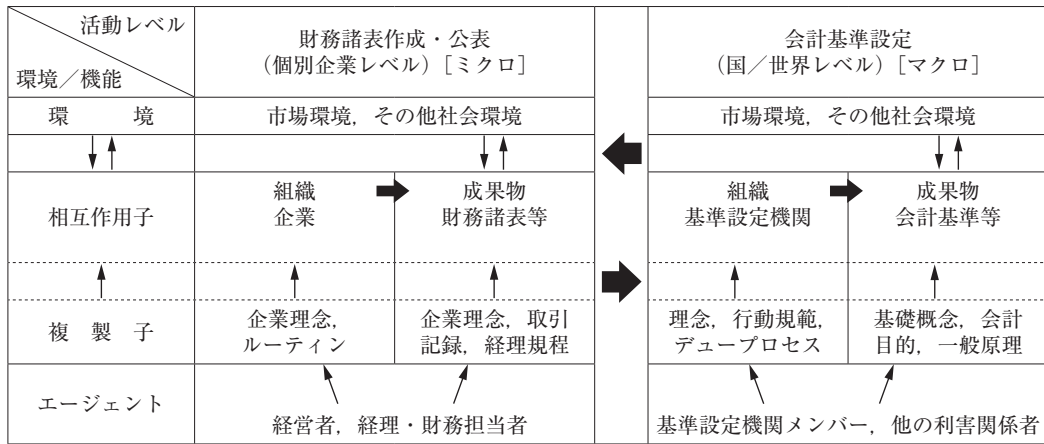
ところで、この会計プロセスにおいて経理スタッフは、会計ルールを単に機械的に適用するだけでなく、より合理的に業務を進めるために自らの行動規範を見直すこともできる。また、財務諸表作成プロセスにおいては、取引の実態の識別、会計方法の選択適用、会計概念の解釈などにおいてさまざまな専門的判断を行う必要がある。まして財務責任者や経営者は最終責任を負うものとして高度な判断を求められる。

すなわち、会計プロセスにおけるヒト（経理・財務部門のスタッフ、財務責任者、経営者）は、その範囲や専門度合に差はあるとしても、自らの判断に基づいて意思決定する余地があり、したがってエージェントとしての役割が期待されている。

(2) 会計制度（マクロ）レベル

財務会計においては、社会的制度というマクロの視点から、個々の企業の会計実務を統一し、信頼性がある比較可能で有用な会計情報の公開を担保する制度設計が重要な課題である。適正な会計制度の整備・確立によって、企業の健全な活動が促進されるとともに、投資者や債権者などの利害関係者に有用な会計情報が提供されることを通して、それぞれが適切に意思決定を行い、経済的循環が合理的になされるからである。適正な会計制度の設計にあたっては、社会的規範としての会計基準の開発・改訂が求められており、国内レベルあるいは国際的

図表1 会計（財務会計）領域における相互作用子・複製子およびエージェント



なレベルで、会計基準設定を担う組織（日本の場合は企業会計基準委員会、米国では財務会計基準審議会、国際基準としては国際会計基準審議会など）が設立され、その組織構成や運営上のルールにしたがって活動を展開している。この会計基準設定組織の活動に注目するとき、新しい会計基準の開発や旧基準の改訂は、その組織の成果物（相互作用子）とみることができ、その構成要素である基礎概念や基礎的前提（概念フレームワーク）は複製子とみることができ、その組織自体は、証券・金融市場の合理的運営を支える主体としての相互作用子とみることができ、組織のあり方を決める諸規程や行動規範などのルールは、複製子とみることができる。

会計基準設定を担う組織には、複数のメンバー（エージェント）がおり、組織としての基準決定・公表にあたっては、さまざまな観点から検討を重ねている。その際、関連する利害関係者からの意見、研究者によって提示された会計モデル、実証的データそして組織自身の経験と価値判断などを勘案しながら、最終的な判断が下される。すなわち、所属する組織（相互作用子）の行動規範（複製子）に従いながら、成果物である会計基準（相互作用子）とその構成要

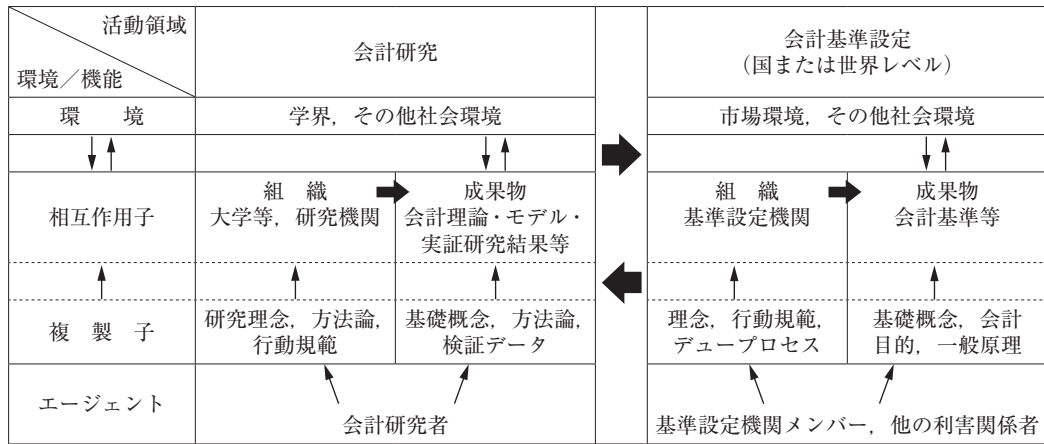
素である基礎概念（複製子）との整合性等を吟味し、会計基準が公表された場合に外部環境（財務諸表の作成者、利用者、監査人など）に与える影響をフィードバックさせながら検討することになる（さらに、基準の成立・公表後にその効果を検証する手続もある）。このように、基準設定組織のメンバーは、まさに高度な専門的判断が求められるエージェントといえる。

以上の関係をまとめてみると図表1のように整理できる [冨塚, 2016 : 55頁]。なお、ミクロレベルの企業会計実務は、設定された会計基準にしたがって規制される一方、マクロレベルにおける新基準の開発や旧基準の改訂にあたっては、会計実務の実態や利用者の反応などを参考とするため、双方向の作用も無視できない。

(3) 会計研究の領域

さらに、会計研究の領域での活動を考えると、研究者グループの組織（相互作用子）とその行動規範たるルール（複製子）の関係がみられる一方、研究成果物としての科学的知識（相互作用子）とその構成要素たる基礎概念等（複製子）の関係が見いだされる。そして、それら相互作用子と複製子を結びつけて外部環境（会計研究学会の反応、会計専門誌の審査など）との相互作用を担うエージェントとしての研究

図表2 会計（財務会計）の研究領域における相互作用子・複製子およびエージェント



者の役割が注目される。ただし、研究による成果物としての「会計理論」は、自然科学におけるように真理を探究する普遍法則というよりも、むしろ、実際に行われている会計実務（あるいはその背後にある会計基準）を合理的に説明するモデル、現実の問題を解決するためのあるべき会計方法の提案、あるいはそれらの現実的妥当性についての歴史的または実証的研究として特徴づけられる [冨塚, 2011]。

いずれにしても、このような会計モデルや実証研究の結果は、外部環境（研究学会等）での批判的検討や基準設定組織における検討に対して何らかの示唆を与える可能性がある。したがって、会計研究領域における研究成果は、この会計基準設定の活動に影響を与え、さらにはその成果物としての会計基準を通して企業レベルの会計実務に影響を与える可能性もある。もちろん、会計実務における財務諸表作成者側の反応や投資者、債権者等の利用者による反応などは、さらなる会計研究への手掛かりを与える側面もあるため、ここでも双方向の作用は無視できない。

図表2では、会計の研究領域と会計基準設定との関係について整理している [冨塚, 2016 : 56頁]。なお図表1で示した会計実務 [ミクロ

レベル] を加えて、会計基準 [マクロレベル] そして会計研究レベルの間でのフィードバックループを考えることもできる。

おわりに

以上、考察してきたように、ある会計方法の正当性を吟味するにあたり、1つの拠り所として企業活動の実態をいかに適切に描写しているかを確認するという基本的な作業が求められるが、それが真実を表すかどうかは確定できず、仮説—ただし、より実務に近いレベルの経験的仮説—に留まらざるを得ない。とはいえ、会計方法は実務を通して表現の忠実性（実在性）の度合いが検証され、改善の試みが積み重ねられてきた。

このプロセスにおいて、さまざまな利害関係者（経営者、経理担当者、会計基準設定機関、会計研究者、さらには監査人、投資者など）がエージェントとして関与し、ある程度のタイムラグを伴うフィードバックループを通して、会計方法・制度の漸次的改善へと進化する仕組みが展開されているとみることができる。このようなフレームワークは、より一般的にいえば、エージェントとしてのヒトと社会的概念や制度の共進化という視点を示唆し、自然科学の方法

論とは異なる社会科学方法論の一面を示唆している。むろん、ヒトの行動を分析するには、心（あるいは脳）と行動といった心理学的、哲学的、あるいは神経生理学的考察が必要であり、そして社会的概念や制度との相互作用といった社会学的分析が必要である。より広範で深い考察が求められるであろう。

- 注(1) 会計といっても、財務会計、管理会計、あるいは公会計などさまざまな領域があり、それぞれにおいて固有の論点があるが、本稿では、とりわけ一般的に取り上げられている財務会計を想定して考察する。基礎的な概念をめぐる考察はどの領域についても当てはまると考えられる。
- (2) 以下の論述については富塚 [2013] を参照している。
- (3) もともと、[FASB, 1976] において、2つの会計観は、それぞれいくつかの解釈がありうることを示されていた。また、徳賀 [2002: 152-153頁] は、資産負債観について、評価基準、認識・実現基準等との関係づけによっていくつかのバージョンがありうると指摘している。本稿では、これらの相違を網羅的に吟味するよりも、それぞれの主たる論点の異同に注目したい。
- (4) さらに、[FASB, 1976] では、複式簿記を前提として貸借対照表と損益計算書との連携を前提とする「連携アプローチ」と、そのような前提を置かない「非連携アプローチ」の違いも示されている [para. 70-86]。後者は、財務会計と複式簿記あるいはそれに基づく財務諸表の仕組みに縛られることなく、多様な情報の提供を想定する会計システムとしての可能性を示唆するものではあるが、現在までのところ会計制度としては連携アプローチが前提となっているので、本稿では、差し当たり連携アプローチを前提として検討を進めることにする。
- (5) 以下の論述の詳細については、富塚 [2009, 2013] を参照されたい。
- (6) ただし、包括利益と純利益との関係づけ、あるいは原価評価と時価評価との関係づけにあたっては、有形財を扱う実体経済と金融財を扱う金融経済とは「市場経済」において異なる特性があり、これを前提として経済セクター別の会計・開示を唱えている。この点からすると、併存会計の考え方が示されている。

- (7) ただし、負債と純資産（資本）の区別の問題に関しては、負債の概念規定が優先されるのか、あるいは純資産（資本）の性質との比較において同時に定まるのかは、さらに検討の余地がある。
- (8) IASB は概念フレームワークにおける質的特性の一要件として「表現の忠実性」を挙げ、また基本理念として「形式よりも実質優先」の考え方を示している [IASB, 2010]。富塚 [2015] 参照。ただし、永野 [2015] は、会計が対象とする現実とは何か、あるいはそもそもそういった現実はあるのかといった問いかけとともに、その発端や論争点などを整理し、会計における認識論、存在論をめぐる論点と今後の検討の方向を示唆している。
- (9) 実在論をめぐる哲学的問題をめぐっては、富塚 [2015: 47-48頁] において、「可謬論」「非決定論」に立ちながら、仮説的に「実在論」を採用し、推測と反駁による「真理接近説」など、Karl R. Popper の批判的合理主義を紹介している。
- (10) 進化経済学会・塩沢由典 (2000) は、経済学における進化論的アプローチに基づいて、さまざまな経済分野における進化プロセスを分析している。

参考文献

- 笠井昭次 (2000) 『会計の論理』税務経理協会
 —— (2005) 『現代会計論』慶應義塾大学出版会
 企業会計基準委員会 [ASBJ] (2006) 「討議資料」『財務会計の概念フレームワーク』
 —— (2008) 企業会計基準第18号『資産除去債務に関する会計基準』
 —— (2018) 企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』
 斎藤静樹編著 (2002) 『会計基準の基礎概念』中央経済社
 —— (2007) 『詳解 財務会計の概念フレームワーク』(第2版) 中央経済社
 斎藤静樹 (2009) 『会計基準の研究』中央経済社
 進化経済学会・塩沢由典 (2000) 『方法としての進化』シュプリンガー・フェアラーク東京
 武田隆二 (2008a) 「純利益 vs 包括利益—論争の深層を探る」[1] 『企業会計』Vol. 60 No. 10
 —— (2008b) 「純利益 vs 包括利益—論争の深層を探る」[2] 『企業会計』Vol. 60 No. 11
 —— (2008c) 「純利益 vs 包括利益—論争の深

- 層を探る」[3]『企業会計』Vol. 60 No. 12
 田中茂次 (1995) 『会計言語の構造』森山書店
 —— (2006) 「会計, その神話の崩壊」(3)『経
 理研究』49巻
 徳賀芳弘 (2002) 「会計における利益観」V章
 [斎藤, 2002]
 富塚嘉一 (1997) 『会計認識論』中央経済社
 —— (2008) 「進化論的アプローチにもとづく
 会計研究のフレームワーク～会計基準の国際的
 コンバージェンスへの対応～」『CGSA フォー
 ラム』第6号
 —— (2009a) 「『収益費用観 対 資産負債観』を
 越えて」『CGSA フォーラム』第7号
 —— (2009b) 「会計測定基準のための方法論
 的分析」『CGSA フォーラム』第8号
 —— (2011) 「財務会計研究の方法論的特質～
 進化論的アプローチから～」『CGSA フォーラ
 ム』第9号
 —— (2012) 「社会領域における複製子, 相互
 作用子そしてエージェント」『CGSA フォーラ
 ム』第10号
 —— (2013) 「『収益費用観 から 資産負債観へ』
 の実質的意味」『商学論纂』第54巻第6号
 —— (2014) 「減価償却会計の意義と適用方法
 —企業の活動実態の表現として—」『CGSA フ
 ォーラム』第12号
 —— (2016) 「社会科学における進化論的アプ
 ローチの精緻化に向けて」『CGSA フォーラム』
 第14号
 永野則雄 (2015) 「会計における現実とは何か」
 『會計』第188巻第2号 森山書店
 FASB (1976): *Discussion Memorandum, An anal-
 ysis of issues related to Conceptual Framework for
 Financial Accounting and Reporting: Elements
 of Financial Statements and Their Measure-
 ment* (津守常弘監訳 (1997) 『FASB 財務会計
 の概念フレームワーク』中央経済社)
 Hull, David L. (2001), *Science and Selection –
 Essays on Biological Evolution and the Philosophy
 of Science –*, Cambridge University Press
 IASB (2009), *IFRS 9, Financial Instruments :
 Recognition and Measurement*
 —— (2010) *The Conceptual Framework for
 Financial Reporting*
 —— (2014), *IFRS 15, Revenue from Contracts
 with Customers*
 —— (2016), *IFRS 16, Leases*
 Popper, Karl R. (1963), *Conjectures and Refutations
 – The Growth of Scientific Knowledge*, Routledge
 & Kegan Paul (藤本隆志/石垣壽郎/森博訳
 『推測と反駁—科学的知識の発展—』法政大学
 出版局, 1980)
 Sterling, Robert (1979), *Toward a Science of
 Accounting*, Scholars Book Co.